

令和6年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 烏森住区センター児童館第二学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	異年齢保育によるクラブでの遊びや生活を通して、子どもたちの成長を支援している。子どもたちの状況に応じた保育を心掛けている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	子どもたちの放課後や学校休業日など、家庭の代わりとして日常生活を安心して楽しく過ごせるよう、また子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもたちの健全な育成を図っている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもたちが安心して過ごせる生活の場として環境を整え、また集団生活における自主性や社会性、創造性の向上、さらには基本的な生活習慣の確立等を意識して育成支援に努めている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	連絡帳やお迎え時、電話連絡や個人面談等で子どもの状況に応じた最善の方法で情報共有を図っている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	子どもたちの育成支援に携わる者として、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながらその資質を向上させる意識を持っている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	子ども職員も「ひとりの人」として、一人ひとりの人格を尊重している。子どもが意見を言しやすい環境づくりやアイデアを具現化することで、子どもたちの育成支援に努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	上記同様一人ひとりの人格を十分に配慮し、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意するとともに、さまざまな研修機会を設け、支援員の資質向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に取り組んでいる。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	施設に苦情受付担当者を置き、法人本部・エリア長が苦情解決責任者としている。日常の子どもや保護者からの相談等に対しては、職員が丁寧に対応し解決に向けて進めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
	(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
	(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	低学年と高学年の特徴や発達過程を理解し、子ども一人ひとりに合わせた育成支援に努めている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	家庭の代わりとして、子ども自身がすすんで通い続けられるよう、安全で安心して生活を楽しめるように保護者と連携して育成支援を心掛けている。
	(2)育成支援の留意点	○	年齢や発達、養育環境等が異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場として、それぞれの子どもの状況を捉えながら、その状況に適切な支援を行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○	保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○	保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。
12 育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	子どもの様子や成長を保護者に伝え、共有すると同時に、職場内でも共有しながら、育成支援の充実や改善に努めている。

14	放課後児童 運営に関わる 業務	(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	すべて実施している。
13	学校との連 携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連 携を図っている。	○	学校でのトラブル等の報告や担任と懇談をして情報交換をしたり、運動会や学 校公開等への参観をしている。
		(2)学校との連携における プライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について 予め取り決めている。	○	トラブル等の情報共有においても、個人情報や秘密事項は互いに開示してい ない。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を 図っている。	△	さまざまな保育園・幼稚園から入所となるため特定の施設との連携は図れてい ないが、入所に際し保育参観が必要な場合は、情報交換を行う。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っ ている。	○	児童館やランランひろばを安全に効率よく利用するため連携を図っている。定期 的に会議を実施し、事業や子どもの様子などを共有している。
16	学校、児童 館を活用して 実施する放 課後児童ク ラブ	(1)学校施設を活用して実 施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での 留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実 施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留 意事項を理解し、適切に対応している。	—	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分		チェック項目		結果	コ メ ン ト
17	衛生管理及 び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時 における対応方針を予め定めている。	○	こまめな手洗いや手指消毒、換気の声掛けをしている。体調不良者が増加した 際には連絡帳や安心でんしゃぼにて体調管理に留意いただけるよう周知して いる。
		(2)事故やケガの防止と対 応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事 故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	室内環境の安全性を点検し、必要に応じて補修を行っている。また、ケガが発生 した際にはすぐに適切に処置を行い、保護者に連絡している。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行って おり、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	月1回程度避難訓練または防犯訓練を実施している。
		(4)来所及び帰宅時の安 全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確 保している。	○	子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて学校や保護者に連絡を取 り、安全を確保している。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分		チェック項目		結果	コ メ ン ト
18	施設及び設 備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専 用区画)を有している。	○	専用区画の面積は規定どおりだが、動的遊びをするには子どもが満足できる広 さではない。レイアウトの工夫でも解決できない物理的な環境に対応するため公 園を利用しているが、天候などに左右されてしまう。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための 設備や備品等を有している。	○	子ども一人ひとりの下駄箱、ロッカー、防災頭巾などを整備している。また、図書 や玩具が充実しており、月ごとに玩具の入れ替えを行いマンネリ化しないよう工 夫している。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置 いている。	○	配置されている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援の単位ごとに育成支援している。
		(3)放課後児童支援員の 雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用して いる。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働 環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に 必要となる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物 等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めて いる。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運 営している。	○	定員30名の適切な運営をしている。
21	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対 応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームペー ジでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催 し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成 や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放 課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉 について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的 に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定め られた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めてい る。
24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等 の労働環境を適切に整備している。	○	当法人は年1回の健康診断やインフルエンザの予防接種、社会保険等、職員が 健康で安心して労働できるよう、労働環境を適切に整備している。また、産育休 の取得や復帰率や有休休暇取得率も高く、労働環境は適切である。
25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っ ている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を 適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めてい る。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況 について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対 する説明責任を果たすよう努めている。